

公告

長野県教育委員会表彰等規則（昭和48年長野県教育委員会規則第2号）第2条の規定により、平成24年11月3日、次の方々を表彰しました。

平成24年11月29日

長野県教育委員会

教育行政功労者

諏訪 繁 範 小林 通 昭 山口 久 人

学校教育功労者

青木 幸子 青柳 温 男 赤羽 郁 夫
 荒井 和人 大井 透 岡田 政 晴
 北澤 明 小林 由美子 小宮山 眞 平
 小山 修二 佐藤 広 男 篠田 宏
 志摩 晴樹 白川 理 多田井 幸 視
 千野 明雄 西澤 和 平 古厩 文 宣
 細井 久夫 増澤 利 定 松本 道 明
 丸野 良督 丸山 和 夫 水内 秀 雄
 宮坂 君江 山岸 建 文 山田 富 康
 吉越 眞一 米澤 修 一 渡邊 和 代

学校保健功労者

奥井 昭彦 折口 健 春日 輝 基
 川崎 宏海 小谷 英 男 小町谷 琢 也
 佐々木 順三 柴田 邦彦 清水 春 樹
 代田 正道 立石 イサ子 谷口 威 夫
 福澤 道夫 藤卷 範 雄 藤松 操
 藤森 憲司 三村 昭 平 山田 耕 司
 和方 俊二 渡辺 敏 子

社会教育功労者

小山 一 正 村田 富士雄

社会体育功労者

柿崎 庫之助 清水 伸 下川 泰 秀
 田村 佳 紀

文化財保護功労者

浅野井 坦 田中 宏一郎

教育総務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月29日

長野県教育委員会教育長 山口 利 幸

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

長野県箕輪進修高等学校学校運営支援システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

上伊那郡箕輪町大字中箕輪13238 長野県箕輪進修高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局高校教育課高校改革推進係

電話 026 (235) 7452

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年12月21日（金）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。
平成24年11月29日

長野県松本盲学校長 平 林 博 子

1 企画提案公募に付する事項

- (1) 業務名
長野県松本盲学校給食等調理業務委託
- (2) 業務内容
仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
長野県松本盲学校
- 2 企画提案公募に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

- ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解
イ 事業の実施体制
ウ 衛生管理体制及び危機管理体制
エ 業務の円滑な移行のための実施体制
オ 従事者への教育・研修体制
カ 業務履行の確実性
キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成24年12月13日（木） 午後3時
(2) 場所 長野県松本盲学校 会議室
(3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める方法により平成24年12月11日（火）午後3時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県教育委員会事務局特別支援教育課
電話 026 (235) 7432

6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 平成24年12月26日（水） 午後3時
(2) 提出方法 郵送又は持参による

7 その他

- (1) この企画提案公募に付する業務に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本盲学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成24年11月29日

長野県長野養護学校長 原 山 総 男

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

長野県長野養護学校給食等調理業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県長野養護学校

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。

(8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

(9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解

イ 事業の実施体制

ウ 衛生管理体制及び危機管理体制

エ 業務の円滑な移行のための実施体制

オ 従事者への教育・研修体制

カ 業務履行の確実性

キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成24年12月12日（水）午後1時30分

(2) 場所 長野県長野養護学校 会議室

(3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める方法により平成24年12月10日（月）午後3時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026 (235) 7432

6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

(1) 提出期限 平成24年12月26日（水）午後3時

(2) 提出方法 郵送又は持参による

7 その他

(1) この企画提案公募に付する業務に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成24年11月29日

長野県諏訪養護学校長 松 崎 泉

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

長野県諏訪養護学校給食等調理業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県諏訪養護学校

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が

Aに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

- ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解
- イ 事業の実施体制
- ウ 衛生管理体制及び危機管理体制
- エ 業務の円滑な移行のための実施体制
- オ 従事者への教育・研修体制
- カ 業務履行の確実性
- キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成24年12月14日（金） 午後3時
- (2) 場所 長野県諏訪養護学校 会議室
- (3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める方法により平成24年12月12日（水）午後3時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 （県庁専用郵便番号 380-8570）
 長野県教育委員会事務局特別支援教育課
 電話 026 (235) 7432

6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 平成24年12月26日（水） 午後3時
- (2) 提出方法 郵送又は持参による

7 その他

- (1) この企画提案公募に付する業務に係る契約は、地方自治法第

234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。
 平成24年11月29日

長野県飯田養護学校長 高坂 一彦

1 企画提案公募に付する事項

- (1) 業務名
長野県飯田養護学校給食等調理業務委託
- (2) 業務内容
仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 履行場所
長野県飯田養護学校

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

- (1) 選定方法
業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校

給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

- ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解
- イ 事業の実施体制
- ウ 衛生管理体制及び危機管理体制
- エ 業務の円滑な移行のための実施体制
- オ 従事者への教育・研修体制
- カ 業務履行の確実性
- キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成24年12月11日(火) 午後1時30分
- (2) 場所 長野県飯田養護学校 食堂
- (3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定める方法により平成24年12月7日(金)午後3時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県教育委員会事務局特別支援教育課
電話 026(235)7432

6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 平成24年12月26日(水) 午後3時
- (2) 提出方法 郵送又は持参による

7 その他

- (1) この企画提案公募に付する業務に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課

公告

次のとおり企画提案公募(プロポーザル)に付します。

平成24年11月29日

長野県小諸養護学校長 中村真市

1 企画提案公募に付する事項

- (1) 業務名
長野県小諸養護学校給食等調理業務委託
- (2) 業務内容
仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 履行場所

長野県小諸養護学校

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設で1日3回の食事(朝食、昼食及び夕食)の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県特別支援学校給食等調理業務委託選定委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

- ア 特別支援学校の給食等調理業務に対する理解
- イ 事業の実施体制
- ウ 衛生管理体制及び危機管理体制
- エ 業務の円滑な移行のための実施体制
- オ 従事者への教育・研修体制
- カ 業務履行の確実性
- キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成24年12月7日(金) 午後3時
- (2) 場所 長野県小諸養護学校 会議室
- (3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定める方法により平成24年12月6日(木)午後1時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026 (235) 7432

6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 平成24年12月26日(水) 午後3時
- (2) 提出方法 郵送又は持参による

7 その他

- (1) この企画提案公募に付する業務に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県小諸養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課